

除雪作業出動式を福井河川国道事務所と合同で開催

滋賀国道事務所では、11月20日から翌年3月25日を雪害対策期間とし、冬期の安全な交通確保のため、除雪や凍結防止剤の散布等、雪害対策を行います。

今年度の雪害対策期間を迎えるにあたり、作業の安全を図るため、11月20日に長浜市の国道8号沿道にある沓掛雪寒基地において、除雪作業の出動式を福井河川国道事務所と合同で開催しました。

出動式には、国土交通省の職員及び除雪作業の請負業者の職員の他、来賓として木之本警察署長・敦賀警察署副署長等、両事務所の雪害対策の関係者約50人が出席しました。

出動式終了後、災害対策基本法の改正に伴い、災害時において放置車両等により緊急車両の通行に支障があった場合に、道路管理者において放置車両等の移動が可能となったことから、スタック車両牽引訓練と、緊急脱出用チェーンの装着訓練を実施しました。



訓辞する日野滋賀国道事務所長(左)と、訓練総評を行う森久保福井河川国道事務所長(右)

点検報告を受ける日野所長(左)と森久保所長(右)



出発する除雪機械



スタック車両
牽引訓練

脱出用チェーン
装着訓練



滋賀県北部は積雪寒冷地域です

冬用タイヤ、チェーンの準備・装着を